

社会福祉法人きしゅう福社会ささゆり
評議員・理事・監事の報酬に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人きしゅう福社会ささゆりの評議員及び理事、監事の報酬等について定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員及び理事、監事は無報酬とする。

(評議員会・理事会の出席)

第3条 理事が理事会に出席した時は、別表1により費用弁償分を支払うことができる。

(2) 評議員が評議員会に出席した時は、別表1により費用弁償費を支払うことができる。

(3) 監事が評議員会及び理事会に出席した時は、別表1により費用弁償費を支払うことができる。

ただし、評議員選任・解任委員会に選任された監事は理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会及び評議員選任・解任委員会に係る費用弁償費は支払わないものとする。

監事が法人及び施設の指導監査への立会い及び運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は別表1により費用弁償費を支払うことができる。

(適用除外)

第4条 施設の職員を兼務する理事は、この細則を適応しない。

本細則を改正する必要がある場合は評議員会の決議を経なければならない。

この細則は、平成29年4月1日より適用する。

別表 1

名称	費用弁償費 1回	備考
理事	2000 円	
監事	2000 円	
評議員	2000 円	